

公益財団法人東京都農林水産振興財団 入札情報
【公表】

整理番号	22
契約番号	7農振財契第336号
件名	収納棚の購入
入札方法	電子入札システム「ビジネスチャンス・ナビ」上で実施
納入場所	東京都立川市富士見町3-8-1 公益財団法人 東京都農林水産振興財団 立川庁舎2階 森の事業課 執務室
概要	収納棚(引違戸)4台、収納棚(開き戸)1台 (詳細は別紙仕様書のとおり)
納入期限	令和7年11月28日(金)
契約方式	希望制指名競争入札
希望申出要件	①又は②のいずれかの要件を満たす者で、本件仕様に対応可能な者 ①東京都における令和7・8年度物品買入れ等競争入札参加有資格者で、いずれかの営業種目に格付けされている者であること(営業種目は問わない) ②当財団又は官公庁等において同様の業務について契約実績を有する者であること。
格付	問わない
仕様説明会	実施しない
開札予定日時	令和7年7月23日(水) 午前10時00分(入札期間は指名通知時に連絡)
希望申出期間	令和7年6月27日(金)午前10時から令和7年7月4日(金)午後4時まで
希望申出方法	電子入札システム「ビジネスチャンス・ナビ」を通じて受け付けます。
希望申出時の提出書類	以下の(1)から(3)までの書類を「ビジネスチャンス・ナビ」上に添付してください。 (1) 希望票〔様式あり〕(必要事項を記入) (2) 会社概要・実績一覧表〔様式あり〕(必要事項を記入) (3) ○希望申出要件①に該当する場合 東京都の「令和7・8年度物品買入れ等競争入札参加資格審査受付票」の写し 及び「令和7・8年度競争入札参加資格審査結果通知書(物品等)」の写し ○希望申出要件②に該当する場合 契約実績を証明するものの写し(契約書・請書の写しなど)
備考	(1) 指名停止等業者については、東京都に準じて取り扱うものとします。 (2) 指名業者の選定については、当財団指名業者選定基準によるものとします。 (3) <u>希望票の提出があっても、必ずしも指名されるとは限りません。</u> (4) 指名通知は、指名した方のみに対して開札予定日の5日前までに行う予定です。 (5) 申込書類に不備がある場合、失格になることがあります。 (6) 関係する会社に該当する場合(親会社と子会社の関係にある場合、親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合、役員の兼任等がある場合)には、同一入札に参加することができません。 (7) 入札結果(落札業者名、落札金額等)については後日公表します。予めご了承ください。
入札に関する問い合わせ先	公益財団法人東京都農林水産振興財団 管理課 契約担当 住所 東京都立川市富士見町3-8-1 電話 042-528-0721
仕様内容に関する問い合わせ先	公益財団法人東京都農林水産振興財団 森の事業課 住所 東京都立川市富士見町3-8-1 電話 042-528-0641

仕 様 書

- 1 件名
収納棚の購入
- 2 目的
業務文書等の保管
- 3 納入場所
東京都立川市富士見町 3－8－1
公益財団法人東京都農林水産振興財団 立川庁舎 2 階 森の事業課執務室
- 4 納入期限
令和 7 年 11 月 28 日

5 品名及び数量

No.	品名	数量
1	収納棚（引違戸）	4 台
2	収納棚（開き戸）	1 台

6 仕様等（詳細は別紙図面のとおりに）

（1）材料
多摩産材（認証材ヒノキ）

（2）寸法
図面のとおりに。

（3）加工・仕上げ
図面のとおりに。

（4）塗装
図面のとおりに。

（5）その他
以下の内容をレーザー加工等で表記すること。

なお、表記場所及び文字の種類等は別途公益財団法人東京都農林水産振興
東京都農林水産振興財団担当者（以下「担当者」とする。）が指定する。

「東京の木 多摩産材（樹種：ヒノキ）」

「Tokyo's Tama Area Timber (hinoki cypress)」

※hinoki はイタリアック表記

または、多摩産材認証協議会に「とうきょうの木」利用事業者登録を行った契約業者の場合は、以下の愛称とロゴマークを表記することで、上記の表記に代えるものとする。



「この製品は、東京の木 多摩産材を使用しています」

7 支払方法

検査完了後、適正な支払い請求書を受理した日から 30 日以内に支払う。

8 その他

- (1) 搬入、設置、調整にかかる一切の経費は契約に含まれる。
- (2) 搬入、設置の日程は契約確定の日の翌日から納入期限の間で、担当者と協議の上で決定すること。また、時間帯についても、担当者と協議の上で決定すること。
- (3) 搬入及び設置に当たっては、担当者と協議し、適切に養生を行い、施設の損傷ほか危険のないよう処理すること。損傷を与えた場合には受注者の負担により原状復帰すること。
- (4) 搬入時等に生じる梱包材等は持ち帰ること。
- (5) 納入に係る検査については、事前に担当者に連絡し、検査日、検査場所等を調整すること。
- (6) 検査時には、必要な書類を提出すること。
- (7) 物品の保証期間は、検査合格日の翌日から 1 年間とする。ただし、製造元において 1 年以上の無償保証期間を設けている物品は、通常の使用で発生する傷や打痕を除き、その期間とする。
- (8) 本契約の履行にあたって自動車を使用し、又は利用する場合は、都民の健康と安全を確保する環境に関する条例（平成 12 年東京都条例第 215 号）の規定に基づき、次の事項を遵守すること。
 - ① ディーゼル車規制に適合する自動車であること
 - ② 自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法（平成 4 年法律第 70 号）の対策地域内で登録可能な自動車利用に努めること。なお、当該自動車の自動車検査証（車検証）粒子状物質減少装置装着証明書等の提示又は写の提出を求められた場合には、速やかに提示し、又は提出すること。
- (9) 暴力団等排除に関する特約条項については、別に定めるところによる。
- (10) 納入時に多摩産材の認証材を使用した旨の証明書を提出すること。
- (11) 東京都グリーン購入推進方針に配慮すること（別紙）。
- (12) 製品木材使用量（多摩産材、国産材（多摩産材以外）、外材別）を報告すること。
- (13) 本仕様書の解釈について疑義が生じた場合は財団と協議して決定する。

9 担当

〒190-0013 東京都立川市富士見町三丁目 8 番 1 号
公益財団法人東京都農林水産振興財団森の事業課
電話 042-528-0641

Technical drawing of a rectangular plate. The main view shows a rectangle with overall dimensions of 125 (width) by 100 (height). There are four mounting holes, each with a diameter of 3.5. The distance between the centers of the left two holes is 12.5, and the distance between the centers of the right two holes is 12.5. The distance between the center of the leftmost hole and the left edge is 38. The distance between the center of the rightmost hole and the right edge is 12.5. A cross-section view on the right shows the plate has a thickness of 3.5. A dimension of 118 is shown for the inner width of the plate, and a dimension of 3.5 is shown for the inner height. A dimension of 12.5 is shown for the distance from the center of the hole to the inner edge.

ステンレス製耐震部受け・鋼柱（番号入り）

ステンレス SUS-430

20

11.0

20

11.0

番号打刻

5

15

鋼柱部寸法差

ステンレス SUS-430

t1.2

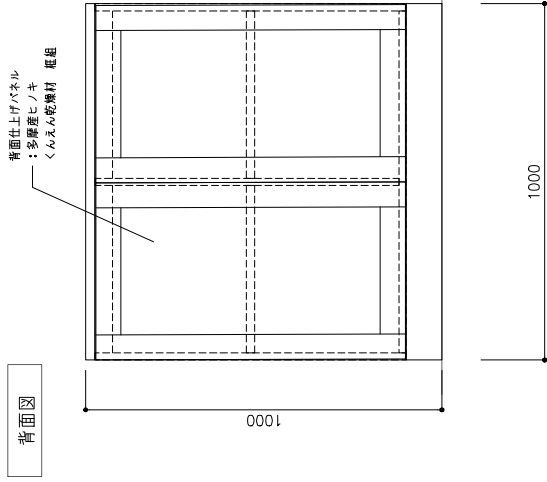
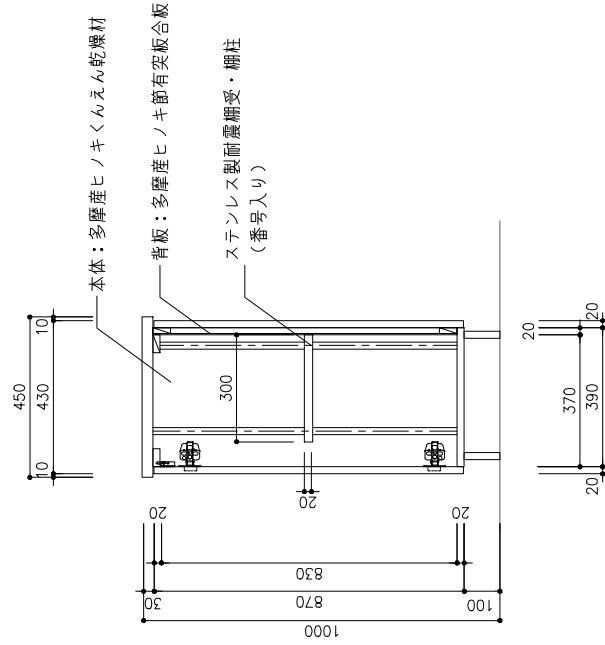
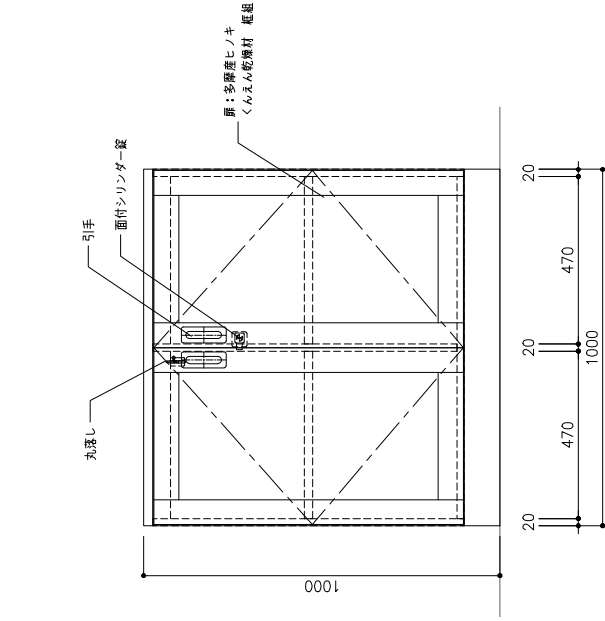
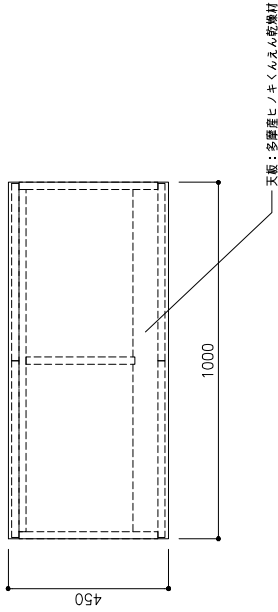
φ5

13

5

0

	仕様表	
寸法	W1000×D450×H1000mm	
天板	多層板ヒノキくみん乾燥材 (特・専材)	
扉	多層板ヒノキくみん乾燥材 (特・専材) 縦組	
前面仕上げパネル	多層板ヒノキくみん乾燥材 (特・専材) 縦組	
本体	多層板ヒノキくみん乾燥材 (特・専材)	
棚板	背板：多層板ヒノキくみん乾燥材 (特・専材) 背板：多層板ヒノキくみん乾燥材 (特・専材)	
台板	多層板ヒノキくみん乾燥材 (特・専材)	
引手	多層板ヒノキくみん乾燥材 (特・専材)	
脚轮	ウレタン製強化土台	
	カステン製耐震補柱・脚受け (番号入り)	
	面受けシリングター錠錠	
	スライドし	
	スライドし 丁番	
	金物・付属品	



東京都グリーン購入推進方針

物品等の調達に当たっては、その必要性をよく考えた上で、価格・機能・品質だけでなく、環境への負荷ができるだけ少ないものを選択して購入することとする。

その際、可能な限り、原材料の採取から製品やサービスの生産、流通、使用、廃棄に至るまでのライフサイクルにおいて環境への負荷が少ないものを選択することが必要である。

特に、省エネルギーの徹底や再生可能エネルギーの利用等による脱炭素化の推進、サーキュラーエコノミーの推進に寄与する製品やサービスを積極的に選択することで、物品等の調達を通じ、全庁をあげて環境課題に対応していくことが重要である。

そこで、調達する各製品やサービスごとに、適正な価格・機能・品質を確保しつつ、以下の観点で他の製品等と比較して、相対的に環境負荷の少ないものを選択することとする。

<原材料の採取段階での環境配慮>

- ① 原材料の採取において資源の持続可能な利用に配慮されているもの
- ② 原材料が違法に採取されたものではないもの
- ③ 原材料の採取が保護価値の高い生態系に影響を与えていないなど、生物多様性の損失を引き起こしていないもの
- ④ 原材料の採取において環境汚染及び多量の温室効果ガスの排出を伴わないもの

<製造段階での環境配慮>

- ⑤ 再生材料（再生紙、再生樹脂等）を使用したもの
- ⑥ 余材、廃材（間伐材、小径材等）を使用したもの
- ⑦ 再生しやすい材料を使用したもの

<使用段階での環境配慮>

- ⑧ 使用時の資源やエネルギーの消費が少ないもの
- ⑨ 修繕や部品の交換・詰め替えが可能なもの
- ⑩ 梱包・包装が簡易なもの、又は梱包・包装材に環境に配慮した材料を使用したもの

<廃棄・リサイクル段階での環境配慮>

- ⑪ 分別廃棄やリサイクルがしやすい（単一素材、分離可能等）もの
- ⑫ 回収・リサイクルシステムが確立しているもの
- ⑬ 耐久性が高く、長期使用が可能なもの

<サービス提供時の環境配慮>

- ⑭ 省エネルギーの取組を徹底したもの
- ⑮ サービス提供時に必要な電力に再生可能エネルギーを利用するなど温室効果ガスの排出が少ないもの

<その他の環境配慮>

- ⑯ 製造・使用・廃棄等の各段階で、有害物質を使用又は排出しないもの
- ⑰ 製造・使用・廃棄等の各段階で、環境への負荷が大きい物質（温室効果ガス等）の使用、排出が少ないもの
- ⑱ 製造・使用・廃棄等の各段階で、生物多様性の損失を引き起こさないもの